

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長  
笠原 隆  
(公印省略)

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針  
及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本  
計画の改正について（通知）

この度、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成18年文部科学省告示第61号。以下「施設整備基本方針」という。）及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成18年文部科学省告示第62号。以下「施設整備基本計画」という。）の一部を下記のとおり改正する省令・告示が公布され、令和5年4月1日より施行することとなりましたのでお知らせします。

各地方公共団体は、法第12条の規定に基づき交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成し、公表するとともに、文部科学大臣に提出しなければならないこととされていますので、今後、施設整備計画を作成又は変更する場合には、本改正の趣旨を踏まえ、積極的に取組を進めていただくようお願いいたします。また、本改正の趣旨を域内市区町村の教育委員会に周知していただくようお願いいたします。

記

1. 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の一部改正について（令和4年文部科学省告示第38号）
  - (1) 認定こども園を対象とする施設整備事業の国庫補助について、こども家庭庁に移管することとなったことから、施設整備基本方針の対象から幼保連携型認定こども園を除いたこと。

2. 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部改正について（令和4年文部科学省告示第38号）

- (1) 認定こども園を対象とする施設整備事業の国庫補助について、こども家庭庁に移管することとなったことから、施設整備基本計画の対象から認定こども園（幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園）を除いたこと。
- (2) 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定。以下「対応方針」という。）を踏まえ、施設整備計画の記載事項のうち「公立の義務教育諸学校等施設の整備状況」について、地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目とすることから、当該記載事項を削除したこと。  
なお、対応方針を踏まえ、施設整備計画の記載項目の一部について、他の類似計画からの引用を可能とすることとしており、これも含めて、施設整備計画作成要領については、別途通知する。
- (3) 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業のうち、交付金による支援を終了した事業を削除したこと。
- (4) その他所要の改正を行ったこと。

**【本件担当】**

大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課  
法規係 小川、竹内  
電話 03-6734-2000（直通）  
E-mail sisetujo@mext.go.jp